

■ 検証の考え方

- 令和4年度 特定課題評価の全体意見「適切な指標の設定」を踏まえ、基本評価（施策評価）における「成果指標設定基準の明確化」や「その他統計数値等を用いた評価の実施」などの見直しを行った。
- 政策評価制度の改善・充実のため、今回の見直しが『どの程度効果があったのか』を検証し、令和6年度 実施方針等への反映に向けた検討を行う。

<令和5年度 基本評価の見直し>

成果指標設定基準の明確化

- ・ 評価の客観性の確保に向けて、指標設定のルールを見える化

[これまで(R4)]



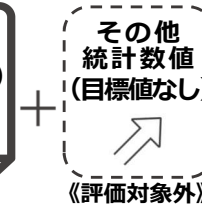
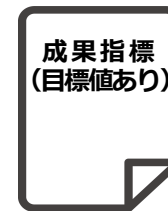
[今回の見直し(R5)]



その他統計数値等を用いた評価の実施

- ・ 道民の認識や道政課題等に関連する成果指標以外のデータ（統計数値）を分析し、課題を明らかにした上で、評価結果に反映

[これまで(R4)]



+



[今回の見直し(R5)]



見直しの実効性向上のための取組

- ・ 制度の見直しに実効性を持たせるための取組を実施（委員チェック、事務局確認の強化等）

検証：成果指標設定基準の明確化

- 評価の客観性の確保に向けて、指標設定のルールを見える化
 - ・ 成果指標の設定に当たり、「令和5年度 成果指標の設定に関する基準」を策定し、5つの留意事項を明示するとともに、成果指標の設定数を規定

令和5年度 成果指標の設定に関する基準

第1 趣旨

この基準は、令和5年度基本評価における一次政策評価の実施方針（以下、「実施方針」という。）第3の第8項の規定に基づき、実施方針第2の第3項第2号「成果指標の設定」の規定に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 成果指標の設定に関する基準

1 政策評価の目的の一つである「道政の透明性の確保と道民への説明責任を果たす」観点から、施策の目標達成や現状の改善、課題の解決など、取組の成果を分かりやすく説明できるよう、成果指標の設定に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 成果指標は、原則、アウトカム指標とすること。
- (2) 施策の目標や課題及び取組と直結する指標の設定に努めること。
- (3) 「施策目標」、「現状と課題」に直接関連する総合計画、重点戦略計画及び特定分野別計画に掲げる成果指標のうち、重要な指標を設定すること。
- (4) 法令等で求められている体制整備に関する数値について、達成率100%に達した後、成果指標とする場合、取組に関する他の成果指標を設定するか、その他統計数値等による取組分析を行うこと。
- (5) 同類の成果指標を複数設定する場合は、まとめて1つの指標とすること。

5つの
留意事項

指標設定数

2 前項を踏まえて、取組項目ごとに1つ以上、全体で5つ以下の成果指標を設定すること。

検証：成果指標設定基準の明確化～5つの留意事項

成果指標設定基準 5つの留意事項の合致状況

※ 施策に設定された総成果指標数 延べ316指標

基準に合致の成果指標数
(基準合致の判断は各部局等の判断によるもの)

- | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| (1) 成果指標は、原則、アウトカム指標 | 312 指標 |
| (2) 施策の目標や課題及び取組と直結する指標 | 316 指標 |
| (3) 「施策目標」「現状と課題」に直接関連する総合計画、重点戦略計画及び特定分野別計画に掲げる成果指標 | 311 指標 |
| (4) 法令等で求められている体制整備に関する数値について、達成率100%に達した後に成果指標とする場合、取組に関する他の成果指標を設定するか、その他統計数値等による取組分析を行う | 6 指標 |
| (5) 同類の成果指標を複数設定する場合は、まとめて1つの指標とする | 17 指標 |



考察

- 令和4年度特定課題評価（政策の柱の評価）の全体意見「適切な指標の設定」を踏まえ、重点的に留意事項(1)～(3)への合致を求めたところ、各部局等の判断において概ねの成果指標が合致
 - 一方、(1)に合致していると言い難い成果指標が散見されており、その他統計数値等を補足的に設定するよう促した
- **その他統計数値等の成果指標設定基準における位置付けが必要**

検証：成果指標設定基準の明確化～指標設定数

第2 成果指標の設定に関する基準（抄）
 2 前項を踏まえて、**取組項目ごとに1つ以上、全体で5つ以下の成果指標を設定**

令和5年度
 (1つ以上5つ以下)

令和4年度
 (3つ以下)

- ・ 施策に設定された総成果指標数（延べ） 316指標 279指標
- ・ R4と比較して設定指標が増えた施策 40施策 -
- ・ 施策の成果指標設定数

指標設定数	0指標	1指標	2指標	3指標	4指標	5指標
R5(132施策)	1施策	41施策	31施策	33施策	16施策	10施策
R4(132施策)	3施策	39施策	30施策	60施策	-	-

考察

- ・ 指標設定数の増枠により、施策に設定された総成果指標数が増加
- ・ 昨年度の指標設定不可の施策については、「取組項目ごとに1つ以上の成果指標を設定」に基づく委員チェックや事務局審査により、減らすことができた
- ・ 一方、指標設定数1つの施策が全体の約3割 → 1つの成果指標で一次政策評価が実質決定
 → **成果指標設定基準に基づき、複数指標の設定が必要な場合は、複数の成果指標やその他統計数値等の設定をしよう求める**

検証：その他統計数値等を用いた評価の実施

- より課題を明確化するため、施策に関連する様々な統計数値等を用いる
 - ・ 道民の認識や道政課題等に関連する成果指標以外のデータ（統計数値）を分析し、課題を明らかにした上で、評価結果に反映

- ・ 「その他統計数値等」を用いた施策数 90 施策
- ・ 施策に設定された「その他統計数値等」総数 延べ 173 数値
- ・ 総合判定への影響
 《「その他統計数値等」を用いない評価》

a 判定 (+0.5)	b 判定 (±0)	c 判定 (-0.5)
53数値 (30%)	93数値 (54%)	27数値 (16%)

総合判定	順調	概ね順調	やや遅れている	遅れている	(判定不可)
R5(132施策)	37施策	54施策	32施策	7施策	2施策

《「その他統計数値等」を用いた評価》

6下降 3上昇 3下降 2上昇 3下降 4上昇 2施策

総合判定	順調	概ね順調	やや遅れている	遅れている
R5(132施策)	34施策	56施策	36施策	6施策

考察

- ・ 『「その他統計数値等」を用いた評価』は、施策全体の6割強（90施策）が活用
 - ・ 「その他統計数値等」の判定では、延べ173数値のうち約16%（27数値）が「c判定」
 - ・ 総合判定への影響では、「その他統計数値等」を用いない評価と比較すると、判定区分が「12下降」「9上昇」「判定不可は解消」といった影響を与えており、これまで評価対象外であった施策に関連する様々な統計数値等を評価結果に反映することができた
 - ・ 一方、一部では『制度の理解の浸透が進んでいない』『各部局等の判定に疑義がある』といった課題があった
- 全ての施策に「その他統計数値等」の設定を促すため、各部局等向けの説明会による制度趣旨の周知や成果指標設定基準への位置づけを明記

- 制度の見直しに実効性を持たせるための取組を実施（委員チェック、事務局確認の強化等）

《3月 評価実施前》

- ・ 各部局等向けに「各部局企画(政策評価)担当課長補佐会議」「政策評価に関する各部局担当者説明会」を実施し、制度の見直しを周知

《4月～7月 PLAN「目標等の設定」》

- ・ 事務局による成果指標（「その他統計数値等」を含む）の設定状況の確認
- ・ 基本評価等専門委員会委員による成果指標の設定状況のチェック

《8月～9月 CHECK「一次政策評価」》

- ・ 事務局による「その他統計数値等」の判定の確認
- ・ 基本評価等専門委員会委員による「その他統計数値等」判定のチェック
- ・ 基本評価等専門委員会委員によるヒアリング



考察

- ・ 事務局による確認だけでなく、委員のチェックも合わせたダブルチェックを実施することで、評価の過程における厳格な実施が図られ、見直しの実効性の向上に繋がった
- ・ 一方、評価に疑義がある場合、一次政策評価は各部局等による自己点検が原則のため、事務局及び委員と各部局等との議論が平行線になる事例があった
 - **評価の客観的かつ厳格な実施を図るため、実施方針における「専門委員会等意見の反映」の位置づけを明記**

○ 成果指標設定基準の改正

- ・ 成果指標設定基準に「その他統計数値等」の位置づけを明記
→ 「その他統計数値等」の更なる活用を促す

○ 一次政策評価実施方針の改正

- ・ 一次政策評価の過程における厳格な実施を図るため、実施方針に「専門委員会等意見の反映」の位置づけを明記
→ 事務局確認、委員チェックも合わせたダブルチェックを引き続き実施
(成果指標設定基準に基づき、複数の成果指標やその他統計数値等の設定を求める)

○ 一次政策評価と二次政策評価の整合性の確保

- ・ 一次政策評価を中心とした評価手法の改善とともに、二次政策評価のフォローアップを実施

政策評価の客観的かつ厳格な実施



政策評価の目的

政策の合理的な
選択と質の向上

限りある財源、人員等の
効果的配分

行政の透明性の確保と
説明責任の遂行